

岩手県

食の安全・安心に関する

基本方針

概要版

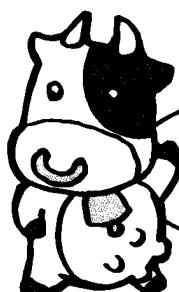
I 策定の趣旨

この基本方針は、食品流通が広域化、複雑化し、食生活が多様化する中にあって、県民が願う安全・安心で健康な食生活を推進するため、県民が消費する食品と県内で生産される農林水産物の安全を確保し、安心できる食生活に向けた施策を展開するに当たって、県民協働の取組指針として策定しました。

食品流通の広域化・複雑化 食生活の多様化

- 大規模化・集中化
- 安全性未確立の過仔細組換え
- 農作物の食品への混入

BSE（牛海绵状脑病）の発生 食品の不正表示

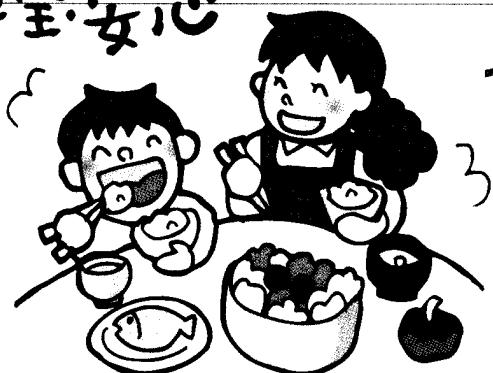


食の安全・安心の 確保に向けた取組み

II 重視する視点

食の安全・安心を確保するため、次に掲げる事項を重視します。

安全・安心



1.消費者の視点

県民すべてである消費者の立場に立った、安全で安心な食品の提供を推進するとともに、食に関する情報の共有化を図ります。



2.協働の視点

農林水産の生産現場から、製造・加工、流通、消費にわたる一連の過程に関わるすべての関係者による、相互の協力と主体的な行動を推進します。



3.環境に関する視点

環境の範囲は広く多様ですが、食品の安全に関わりのある施策として、環境に配慮した生産活動の推進と生活意識の向上を図ります。

III 生産者、事業者及び行政の責務と消費者の役割

生産者は、関係法令等を遵守し、安全で良質な農林水産物の生産、出荷や生産履歴情報の正確な記録と積極的な開示等を行うとともに、生産環境の保全に関する配慮や消費者との相互理解に努めます。



県は、国との適切な役割分担を踏まえ、他都道府県、市町村及び民間の団体との連携強化に努めるとともに、関係部局が一体となって、県内における生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の安全・安心を確保するための施策を構築し、実施します。また、県民が知りたい情報の適切な提供や公開に努めます。



事業者は、関係法令等を遵守し、製造・加工、流通段階における食品の適切な衛生管理、環境負荷の軽減に関する配慮に加え、品質表示等の正確な情報提供や消費者との相互理解に努め、モラルの向上を図ります。



消費者は、生産者及び事業者との交流を通じた相互理解や食の安全・安心に関する知識を深め、主体的な消費行動や意見の表明を通じて、食の安全・安心の確保に向けた積極的な役割を果たすよう努めます。

